

岐阜県原子力災害医療マニュアルの策定について

1 概要

岐阜県原子力災害医療マニュアルは、原子力災害対策指針及び岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）等に基づき、県が原子力災害医療を円滑に実施するために必要な事項を定めている。

当該マニュアルは、平成 27 年度に暫定版を策定して以来、「未定稿」の形で原子力防災訓練等において運用してきたところであるが、平成 30 年 3 月に原子力災害拠点病院の指定及び原子力災害医療協力機関の登録を行ったことや、これまでの原子力防災訓練等における運用実績等を踏まえ、当該マニュアルを修正し、正式版として策定するものである。

2 主な修正の内容

(1) 安定ヨウ素剤の予防服用

- ・ ヨウ化カリウムゼリー剤に関する記述の追加
- ・ 関係様式の整理

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

- ・ 担当別作業手順書の追加

(3) 原子力災害医療関係機関

- ・ 原子力災害拠点病院、原子力災害医療協力機関、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センターに関する記述の追加

3 今後のスケジュール

平成 31 年 3 月末 岐阜県原子力災害医療マニュアルの策定